

職発 0813 第 1 号  
平成 23 年 3 月 13 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長

### 激甚災害の指定に伴う雇用保険の特例について

今般、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成 23 年政令第 18 号）が、本日公布されたことから、下記のとおり、雇用保険の特例の実施に遗漏のないよう特段のご配意をお願いする。

#### 記

##### 1 激甚災害の指定に伴う雇用保険の特例について

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害が激甚災害に指定され、激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下「法」という。）第 25 条による雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例が適用される。具体的には、政令で定める地域にある適用事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し又は廃止したことにより休業するに至り、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状態にあるときは、実際に離職していなくとも失業しているものとして失業の認定を行い、雇用保険の失業手当を支給できる特例措置を実施すること。

##### 2 政令で定める地域

政令で定める地域は、全国の区域とする。ただし、今般の平成二十三年東北地方太平洋沖地震（長野県北部の地震など、東北地方太平洋沖地震に係る一連の地震を含む）による災害を受けた適用事業所に雇用される労働者が対象となるものである。

##### 3 特例の期限

法第 25 条で定める特例の期限は、平成 24 年 3 月 10 日であること。

#### 4 その他

平成 23 年 3 月 12 日職発 0312 第 3 号「東北地方太平洋沖地震に係る当面の緊急雇用対策の実施について」により通知した、被災者である受給資格者に係る失業給付については、原則として、受給者の住居地を管轄する公共職業安定所以外の安定所においても受給できることとする特例は、激甚災害の指定地域においても、当然に適用されるので念のため申し添える。その他、昭和 39 年 7 月 11 日職発第 535 号「激甚災害時における失業保険金の支給の特例措置について」により、この取扱いを実施すること。

基発第0314第1号  
平成23年3月14日

都道府県労働局長 殿

労 働 基 準 局 長  
(公印省略)

### 東北地方太平洋沖地震に係る労働保険料等の納期限の延長等について

東北地方太平洋沖地震による被害に対する労働保険料、特別保険料及び一般拠出金(以下「労働保険料等」という。)関係の対策については、下記のとおりとするので、御了知の上、貴下職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

#### 記

##### 1 労働保険料等の納期限の延長等関係

###### (1) 納期限の延長の対象となる労働保険料等

納期限の延長の対象となる労働保険料等は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の地域(以下「被災県」という。)のうち告示により指定される地域にある事業所等に係るもので、災害の発生した日(平成23年3月11日)から延長後の納期限までの間に納期限が到来するものであること。(国税通則法(昭和37年法律第66号)第11条)

なお、被災県内の納期限の延長の対象となる地域(以下「対象地域」という。)については、今後、被災の状況を踏まえ見直しをすることとし、近日中に官報で告示を行う予定であり、具体的な取扱いについては別途通知する。

###### (2) 延長後の納期限について

対象地域に係る延長後の納期限は、災害のやんだ日から2か月以内の日が定められこととなるが、別途災害の復旧状況等を踏まえ告示で定められること。

###### (3) 督促状の送付について

納期限が延長された労働保険料等に係る督促状は、納期限の延長の期間内は送付しないこと。

また、平成22年度概算保険料を延納している事業主等に係る第3期分保険料

に係る 督促状については、本日時点で未だ送付していない場合には、別添の「お知らせ」を必ず同封すること。既に送付している場合には、事業主等からの問い合わせ等に対して丁寧に説明するとともに、「お知らせ」の各都道府県労働局ホームページに掲載する、局署所において設置・配布・掲示するなどにより事業主等への周知を図ること。

## 2 個別の申請による労働保険料等の納付猶予措置

対象地域外に所在する事業主等であっても、徴収法第30条の規定によりその例によることとされる国税通則法第46条の規定に基づき、都道府県労働局長（歳入徴収官）は、労働保険料等を納付すべき事業主等の個別の申請に基づき、一定の要件に該当すると認めた場合には、当該労働保険料等の納付猶予を行うことができるものとしている。

具体的な取扱いについては、別途通知することとするが、本件措置に係る事務処理については「「徴収関係事務取扱手引I（徴収・収納）」の改訂について」（平成20年3月31日基発第0331008号）の別添第1章第4節第3の2「納付猶予」を参照すること。

## 3 相談等に係る対応について

被災に伴い、労働保険料等に関する相談で来庁された方に対しては、被害の状況、被害を受けた事業主等の事情、心情等に十分配慮し、労働保険料等の納期限の延長及び猶予が可能であること等を丁寧に説明した上で、適切な対応をするように留意すること。